第8回水と光のまちづくり推進会議平成29年1月24日

水と光のまちづくり推進会議 規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「水と光のまちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。 (構成団体)

第2条 推進会議は大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会及び一般社団法人関西経済同友会をもって構成する。

2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。

(目的)

第3条 推進会議は、水都大阪推進懇話会及び水都大阪推進委員会の役割を継承するとともに、民間と行政及び関係機関等が連携し、「水と光の首都大阪」を実現することを目的とする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水と光のまちづくりに関する取り組みの基本方針の策定
- (2) 「水と光の首都大阪」の実現に取り組む「水都大阪コンソーシアム」「光のまちづくり推進委員会」「大阪・光の饗宴実行委員会」に対する基本方針の提示及び活動の支援
 - (3) その他目的達成に必要な事項

(推進会議の組織)

- 第5条 推進会議の委員は別表のとおりとする。
- 2 推進会議には次の役員を置く。
- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- 3 役員は委員の互選により選出する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 役員がその任期中に欠員となったときは、第3項に規定する手続きにより、後任者を 選任する。ただし、補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき等はその職務を代行する。

(会議)

- 第7条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は過半数の出席により成立し、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をして表決 を委任することができる。この場合、委員は会議に出席したものとみなす。
- 4 会議は原則として公開とする。

(専門部会等の設置)

- 第8条 会長が必要と認めるときは、推進会議に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。

(謝金等)

- 第9条 学識経験者等が推進会議及び専門部会に出席、あるいは推進会議の業務に従事した場合、謝金及び実費弁償を支給することができる。
- 2 前項の謝金、実費弁償の額及び支給方法は、大阪商工会議所の規定に準ずる。 (会計年度)
- 第1<u>0</u>条 推進会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、 平成25年度については5月7日から始まるものとする。

(経費)

- 第1<u>1</u>条 推進会議運営に必要な経費は、分担金その他の収入をもってこれに充てる。 (事業計画及び収支予算・決算)
- 第1<u>2</u>条 推進会議の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度当初に作成し、推進会議の議決を経なければならない。
- 2 推進会議の収支決算は、5月末までに作成し、監事の監査を経て、推進会議の承認を経なければならない。
- 3 推進会議の収支決算に剰余金及び残余財産が生じた場合は推進会議において審議し、そ の取り扱いを決定する。

(監事)

- 第13条 事業の適正な執行を確保するため、監事1名を置く。
- 2 監事の選任は、役員等に就任している者と同一の組織に属する者以外の者を選任し、議決により決定し、推進会議が任命する。
- 3 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を推進会議に報告する。
- 4 監事の任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

5 監事の報酬は、大阪商工会議所の規定に準ずる。

(解散)

第14条 推進会議は第3条の目的を達成した後、推進会議の議決を経て解散する。

(剰余金及び残余財産の取り扱い)

第1 $\underline{5}$ 条 推進会議が解散するときに有する剰余金及び残余財産については、 $\underline{$ 第12条第3</u> 項の規定を準用する。

(事務局)

- 第16条 事業の遂行に必要な事務を行うため、大阪商工会議所内に事務局を置く。
- 2 事務局の運営は、大阪商工会議所が行い、大阪府・大阪市はこれを補助する。
- 3 推進会議の出納事務は、大阪商工会議所において行う。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事業推進に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成25年5月7日から施行する。

(附則)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成27年7月7日から施行する。

(附則)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

第5条関係 水と光のまちづくり推進会議 委員名簿

大阪府知事	松	井	<u> </u>	郎
大阪市長	吉	村	洋	文
大阪商工会議所 会頭	尾	崎		裕
公益社団法人 関西経済連合会 会長	森		詳	介
一般社団法人 関西経済同友会 代表幹事	蔭	Щ	秀	_
大阪府立大学 21 世紀科学研究機構教授 観光産業戦略研究所長	橋	爪	紳	也
公益財団法人大阪観光局 理事長	溝	畑		宏